

# 郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業実施要綱

平成26年4月1日施行  
平成27年3月25日一部改正  
平成28年3月25日一部改正  
平成30年3月27日一部改正  
平成30年12月29日一部改正  
平成31年3月13日一部改正  
令和元年12月25日一部改正  
令和3年9月30日一部改正  
令和5年4月1日一部改正  
令和6年4月1日一部改正

## 【保健福祉部地域包括ケア推進課】

### (目的)

第1条 この要綱は、在宅かつひとり暮らしの高齢者等に、緊急時に通報できる機器や安否確認のためのセンサー等（以下「緊急通報システム」という。）又は点灯及び消灯を検知しその結果を通信する機器が内蔵されている電球等（以下「見守りシステム」という。）を貸与することにより、緊急時等における対応を図るとともに、日常生活上の安全の確保及び精神的な不安を解消し、もって高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 第7条第3項の規定により、緊急通報システム又は見守りシステム（以下「システム」という。）利用の決定を受けた者
- (2) 緊急通報システム事業 利用者の住宅に緊急通報システムを設置し、利用者が急病、災害等により緊急に救助を必要とする場合において、利用者からの緊急の救助等に関する通報が緊急通報システムを介して当該通報を受信する場所（以下「緊急通報受信センター」という。）に送信され、緊急通報受信センターから緊急連絡先又は消防署等の関係機関に通報されることにより、速やかな救助活動等を行うことを可能とする事業をいう。
- (3) 見守りシステム事業 利用者の住宅に見守りシステムを設置し、見守りシステムが異常を検知した場合は親族等に連絡し、必要に応じて利用者宅を訪問して安否確認を行う事業をいう。
- (4) 高齢者世帯 65歳以上の者のみで構成された世帯をいう。

### (対象者)

第3条 緊急通報システム事業（以下「通報事業」という。）及び見守りシステム事業（以下「見守り事業」という。）の対象者は、市内に住所を有し、同一敷地内又はその隣接地に二親等内の親族がいない次に掲げる者とする。

- (1) 65歳以上の単身世帯で、心身に支障がある者

- (2) 高齢者世帯のうち、そのいずれかが要介護認定又は要支援認定を受けた世帯の者
- (3) その他日常生活上の安全の確保等を図るため市長が特に必要と認める者  
(緊急通報受信センターの業務)

第4条 通報事業において、緊急通報受信センターは、次の業務を行うものとする。

- (1) 利用者に係る様態の確認
- (2) 次条に規定する緊急通報協力員又は親族等に対する利用者の様態確認のための出向の要請
- (3) 消防署その他の関係機関へ的高齢者救援の要請
- (4) その他事業の実施に必要な業務  
(緊急通報協力員)

第5条 通報事業を利用しようとする者は、当該事業を利用しようとする者1人に対し、原則として2人以上、近隣の住民又は地区の民生委員等当該事業に協力する緊急通報協力員（以下「協力員」という。）を指定し、利用の申請の際に市長に届け出なければならない。

2 協力員は、次の活動を行うものとする。

- (1) 緊急通報受信センターからの出向の要請に基づいた利用者の様態の確認及び市長への報告
- (2) 利用者の救援活動及び関係機関への連絡
- (3) その他事業の目的を達成するために必要な活動  
(事業の委託)

第6条 市長は、通報事業及び見守り事業の円滑な実施を図るため必要に応じ、これら事業の全部又は一部を適当な事業者へ委託することができる。

(利用の申請及び決定)

第7条 通報事業及び見守り事業を利用しようとする者は、当該事業の利用を開始する前に郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業利用申請書（第1号様式）及び調査書（第1号様式の2）を市長に提出しなければならない。

2 利用者家族、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他利用者以外の者が前項の申請を代行する時は、申請の際に続柄を記載しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請書及び調査書の提出があったときは、速やかにその必要性を検討した上で、システム貸与の可否を決定し、郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

4 市長は、前項の規定により通報事業に係る利用申請に対し緊急通報システムの利用及び設置を決定したときは、郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム協力員について（通知）（第2号様式の2）により協力員に通知するものとする。

5 市長は、第3項の規定によりシステムの利用及び設置を決定したときは、郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業緊急通報装置設置依頼書（第3号様式）により設置者にシステムの設置を依頼する。

6 通報事業及び見守り事業の利用にあたっては、いずれかを選択して申請するものとし、これら事業は、一の世帯で同一期間における併用は行えないものとする。

(台帳の整備)

第8条 市長は、システムの利用及び設置を決定したときは、郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム等利用者台帳を整備するものとする。

(システムの貸与等)

第9条 市長は、利用者に対し、システムを無償で貸与する。

2 システム貸与の期間は、システム利用及び設置の決定を受けた日からその日の属する会計年度の末日までとする。ただし、市長は、当該会計年度の末日までにシステム利用及び設置決定の取消しを行わないときは、当該会計年度の末日の翌日から起算して1年間は、引続きシステムの利用を継続することができ、当該1年間が経過した後においても、また同様とする。

(システムの管理)

第10条 利用者は、貸与されたシステムを善良な管理者としての注意義務をもって管理し、譲渡、転貸又は担保に供してはならない。

(変更の届出)

第11条 利用者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは速やかに、郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業申請事項変更届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 電話番号
- (4) 世帯状況
- (5) 緊急通報協力員
- (6) 緊急連絡先（親族等）
- (7) その他市長が必要と認める事項

(利用の取消し及びシステムの返還)

第12条 利用者は、システムを利用しなくなったときは、速やかにその旨を市長に申し出なければならない。

2 市長は、利用者が次のいずれかに該当し、又は該当すると認めるときは、郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業利用取消通知書（第5号様式）により、利用者に利用決定の取消しを通知するとともに、通報事業の利用者の場合は、郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業利用取消通知書（第5号様式の2）により協力員に通知するものとする。

- (1) 第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (2) この要綱に定める規定に違反したとき。
- (3) その他システム貸与を取り消すべき理由が生じたとき。

3 市長は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業緊急通報装置撤去依頼書（第6号様式）により、事業者等に当該システムの撤去を依頼するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前にこの要綱による改正前の郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定に基づきなされた手続、処分その他の

行為は、この要綱の相当規定に基づきなされた手続、処分その他の行為とみなす。

- 3 この要綱の施行の際現に改正前の要綱第9条の規定に基づき貸与している福祉電話については、改正後の郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に提出又は作成されている改正前の郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業実施要綱（以下、「旧要綱」という。）による様式は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に提出又は作成されている改正前の郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業実施要綱（以下、「旧要綱」という。）による様式は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年1月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとする。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとする。

3 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとする。

3 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

No.	-
-----	---

郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業利用申請書

年 月 日

郡山市長

(申請者) 住 所

氏 名

(続柄: )

(電話番号: )

郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業の利用を、下記のとおり申請します。

利用者	ふりがな		生年	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 西暦		年 月 日 ( 歳)		
	氏 名		月 日					
	住 所	郡山市		電話番号				
	世帯状況	<input type="checkbox"/> 独居 <input type="checkbox"/> 高齢世帯 <input type="checkbox"/> その他 ( )			同居人氏名			
	住居状況			住居周辺の目標物				
事業区分		<input type="checkbox"/> 緊急通報システム → <input type="checkbox"/> 固定回線型 <input type="checkbox"/> 無線型 (携帯等用) ※固定電話をお持ちでない場合のみ、無線型 (携帯等用) の設置となります。 <input type="checkbox"/> 見守りシステム (見守り電球) ※見守りシステムを選択する場合のみ親族等のメールアドレスを記入してください。						
※緊急通報・見守りのいずれかを選択								
緊急連絡先	区分	順位	ふりがな	利用者との関係	住 所	電話番号	事業内容了承	
			氏 名					
	親族等	1			〒			<input type="checkbox"/>
					メールアドレス:			
	2				〒			<input type="checkbox"/>
					メールアドレス:			
	※事業区分が「緊急通報システム」の場合は緊急通報協力員を指定 (「見守りシステム」の場合は不要)。							
緊急通報協力員	1				〒		<input type="checkbox"/>	
	2				〒		<input type="checkbox"/>	
	3				〒		<input type="checkbox"/>	
申請理由								
システム設置時連絡者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他 ( )		電話番号: ( )					

■添付書類：調査書（高齢世帯等においては、同居人全員の調査書も併せて提出ください。）

私は本申請にあたり、裏面に記載の各項目へ同意します。

利用者氏名

( 自 署 )

## 郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業利用に関する同意書

郡山市ひとり暮らし等緊急通報システム事業の利用にあたり、次の事項へ同意します。

1. 申請書等に記載された個人情報を、郡山市が緊急通報システム事業及び見守りシステム事業の運営を委託した事業者や消防等関係機関に提供することに同意します。
2. 緊急通報装置及びその他機器又は見守り電球（以下「装置等」という。）の利用にかかる通信料及び電気料金は、利用者又は親族等で負担します。
3. 貸与した装置等（ペンダントを含む）を破損、滅失した場合は利用者又は親族等が責任をもって弁償します。
4. 緊急通報システム事業の安否確認センサー及び見守りシステム事業の見守り電球は一定時間動きがないことを検知するもので、生命を守ることを保証するものでないことを承諾します。
5. 万が一、停電や電話回線の不具合等により装置等が使用できなかった場合についても、市及び事業者には責任を問いません。
6. 装置等の貸与要件に該当しなくなった場合又は事情により装置等を使用しなくなった場合は、ただちに市へ装置等一式の返還を申し出ます。また、入院等により長期で使用休止状態である場合は、休止3か月経過を目安に撤去措置をとることを承諾します。

### 以下の内容は、事業区分が緊急通報システム事業を希望する方のみ御確認ください。

7. 装置等を設置する際、住居の壁や柱にビス穴等の穴が開くことを承諾します。なお、撤去時の現状回復について、市及び事業者へ責めを一切請求しません。
8. 緊急通報があった場合又は本人の安否が確認できない場合に、救助活動を行う際は、協力員又は消防等関係機関が住居へ立ち入ることを認めます。また、救助活動により住居の一部に破損を生じた場合、その修繕に要する費用は利用者又は親族等が全額負担し、市及び事業者には責任を問いません。

## 調 査 書 (新規・更新)

(郡山市ひとり暮らし高齢者等  
緊急通報システム事業関係)

※この調査書は要介護認定者の方は担当のケアマネジャー、それ以外の方は各地区地域包括支援センター職員が記入するものです。申請書に添付の上、提出してください。  
高齢世帯等においては、同居人の調査書も併せて作成の上、提出願います。

氏 名			年 月 日生	男 ・ 女
住 所	〒963- 郡山市		電 話	
要介護認定の状況	無 ・ 有 [ 事業対象者 ・ 要支援 ( ) ・ 要介護 ( ) ] ・ 申請中			
福祉サービスの 利用状況				
医療 保険	保険種別		保険証 記号番号	
	保険者			
かかりつけの 医療機関	(電話: )	(主な病名)		
	(電話: )	(主な病名)		
電話の対応	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> できない 理由 ( )			
				生活に支障をきたしている状況
1 身 体 状 況	視 力	普通 ・ 弱視 ・ 全盲		
	聴 力	普通 ・ やや難聴 ・ 難聴		
	言 葉	普通 ・ やや困難 ・ 困難		
2 日 常 生 活 動 作 の 状 況	歩 行	自分で可 ・ 杖使用 ・ 掴まり歩き ・ 歩行器使用		
	行 動 範 囲	単独外出 (毎日 ・ 時々) ・ 家周 ・ 屋内		
	床 上 動 作	正座 ・ 腰掛け ・ 坐位介助 ・ 寝返り (可 ・ 不)		
	食 事 方 法	箸で普通に ・ 匙で		
	食 事 内 容	普通食 ・ 刻み食 ・ お粥		
	排 泄	自分で可 ・ 介助してトイレへ ・ ポータブル便器 失禁 (有 ・ 無) ・ オムツ使用 (昼 ・ 夜)		
	入 浴	自分で可 ・ 一部介助 ・ 全介助 ・ 清拭のみ		
	着 脱 衣	自分で可 ・ 一部介助 ・ 全介助		
寝 具 始 末	自分で可 ・ 畳むだけ ・ できない ・ ベット使用			
3 認知症高齢者の 日常生活自立度	自立 ・ I ・ IIa ・ IIb ・ IIIa ・ IIIb ・ IV ・ M			
緊急通報システム又 は見守りシステムが 必要な理由				
事 業 所 名	(電話: )			
調 査 員 氏 名				



年 月 日

様

郡山市長



郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムについて、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

申請事項（緊急通報協力員、親族等の連絡先など）に変更が生じたときは、速やかに「郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業申請事項変更届」を提出してください。

記

貸 与 機 器	
設 置 業 者 名	
設 置 日 時	

(却下理由 )

【注意事項】

- 1 貸与された装置は、電話回線を使用しますので、現在使用している電話の料金は月ごとの請求書に従って期限までに支払ってください。
- 2 貸与された装置は、善良な管理者としての注意義務をもって管理し、万一破損、滅失した場合はすぐに地域包括ケア推進課に報告し、指示に従ってください。
- 3 貸与された装置を譲渡、転貸、又は担保に供することはできません。

(お問合せ先)

郡山市保健福祉部地域包括ケア推進課  
電話024-924-3561

年 月 日

様

郡山市長



郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置決定（却下）通知書

下記利用者に係る郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムの設置を決定（却下）しましたので通知します。

なお、設置業者から緊急時における高齢者の安否確認、救援活動等出向の要請等があった場合は、緊急通報協力員として対応くださるようお願いいたします。

記

利 用 者	住 所 氏 名
設 置 業 者 名	

(却下理由 )

【注意事項】

緊急通報協力員として活動を行うことができなくなった場合は、利用者、担当する地域包括支援センター、利用者の担当ケアマネジャー又は郡山市地域包括ケア推進課まで御連絡ください。

(お問合せ先)

郡山市保健福祉部地域包括ケア推進課  
電話024-924-3561

様

郡山市長



郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業緊急通報装置設置依頼書

次のとおり決定したので、装置を設置してください。

利用者名	
住所	
連絡先	( ) -
貸与機器	緊急通報装置1式
登録データ	別紙のとおり

(お問合せ先)

郡山市保健福祉部地域包括ケア推進課

電話024-924-3561

郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業申請事項変更届

郡山市長

(利用者) 住 所 郡山市

氏 名

(電話番号: )

次のとおり、変更がありましたので届け出ます。

1 利用者に関する変更

区 分	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名		
電話番号		
世帯状況	<input type="checkbox"/> 独居 <input type="checkbox"/> 高齢世帯 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 独居 <input type="checkbox"/> 高齢世帯 <input type="checkbox"/> その他 ( )

2 緊急連絡先に関する変更 ※見守りシステムを利用している場合のみ、親族等のメールアドレスを記入してください。

区分	順 位	ふ り が な	利用者との 関 係	住 所 及 び 電 話 番 号 等
		氏 名		
親族等	1			〒 電話: メールアドレス:
	2			〒 電話: メールアドレス:
緊急通報協力員	1			〒 電話:
	2			〒 電話:
	3			〒 電話:

3 その他の変更

※本人以外の提出の場合

提出者名: \_\_\_\_\_ ( 続柄: \_\_\_\_\_ )

事業所名: \_\_\_\_\_ ( 電話: \_\_\_\_\_ )

年 月 日

様

郡山市長



郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業利用取消通知書

このことについて、次の理由により利用取消をいたします。

【取消理由】	
返 還 機 器	緊急通報装置1式
撤 去 業 者 名	
撤 去 日 時	撤去業者から事前に連絡をいたします。

(お問合せ先)

郡山市保健福祉部地域包括ケア推進課  
電話024-924-3561

第5号様式の2（第12条関係）

年 月 日

様

郡山市長



郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業利用取消通知書

あなたが緊急通報協力員となっている下記利用者に係る郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業の利用を取り消したので通知します。

利 用 者	住 所 氏 名
設 置 業 者 名	

（お問合せ先）

郡山市保健福祉部地域包括ケア推進課

電話024-924-3561

様

郡山市長



郡山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業緊急通報装置撤去依頼書

次のとおり決定したので、装置を撤去してください。

利 用 者	(設置番号) (住 所) (氏 名)
連 絡 先	(氏 名) (利用者との関係) (連 絡 先) ( ) -
貸 与 機 器	緊急通報装置1式

(お問合せ先)

郡山市保健福祉部地域包括ケア推進課

電話024-924-3561